

第2節 個別的労使紛争のあっせん

1 概 要

(1) 概 況

当労働委員会では、知事からの委任を受け、平成14年1月から個別的労使紛争のあっせんを行っている。

令和6年の新規申請件数は7件で、そのうち6件は年内に終結し、1件が翌年への繰越しとなった。（第1表）

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

申請は全て労働者からであった。

イ 申請月別

申請月別にみると、2月、3月及び6月が各1件、10月及び11月が各2件となっている。（第2表）

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、1人以上9人以下が1件、100人以上299人以下が1件、300人以上が5件となっている。（第3表）

エ 業種別

業種別にみると、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」及び「サービス業」が各1件となっている。（第4表）

オ 雇用形態別

雇用形態別にみると、正社員に関するものが6件、非正規雇用労働者に関するものが1件となっている。（第5表）

カ あっせいを求める事項別

あっせいを求める事項別にみると、「普通解雇」、「懲戒解雇以外の懲戒処分」及び「退職」が各1件、「配置転換、出向・転籍」、「パワハラ・嫌がらせ」及び「その他」が各2件、「その他経営又は人事」が3件となっている。（第6表）

(3) 終結状況

ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決1件、打切り4件、取下げ1件となっている。（第7表）

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「医療、福祉」及び「サービス業」が各1件となっている。（第8表）

ウ 係属日数別

終結した6件の係属日数については、最短28日、最長151日であり、平均係属日数は56.5日であった。（第9表）

第1表 個別的労使紛争あっせん取扱状況

(単位：件、%)

区分 \ 年	4年		5年		6年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し	1	16.7	0	0	0	0
新規申請	5	83.3	7	100.0	7	100.0
計	6	100.0	7	100.0	7	100.0
終結件数	6	100.0	7	100.0	6	85.7
翌年への繰越し	0	0	0	0	1	14.3

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
4年			1			1	1		1	1			5
5年		1	1	1		2		1		1			7
6年		1	1			1				2	2		7
計		2	3	1		4	1	1	1	4	2		19

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模（人） \ 年	4年		5年		6年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1～9	1	20.0			1	14.3
10～19			2	28.6		
20～49			1	14.2		
50～99						
100～299	1	20.0	2	28.6	1	14.3
300以上	3	60.0	2	28.6	5	71.4
合計	5	100.0	7	100.0	7	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	4年	5年	6年
製造業				1
運輸業、郵便業		1		1
卸売業、小売業		1	1	1
金融業、保険業				1
学術研究、専門・技術サービス業				1
宿泊業、飲食サービス業			1	
教育、学習支援業			2	
医療、福祉		1	3	1
複合サービス事業		1		
サービス業		1		1
合 計		5	7	7

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 雇用形態別新規申請状況

(単位:件)

雇用形態	年	4 年	5 年	6 年
正社員		3	3	6
非正規雇用労働者		2	4	1
合 計		5	7	7

(注) ・非正規雇用労働者は、アルバイト・派遣社員等を示している。

第6表 あっせんを求める事項別新規申請状況

(単位：件)

あっせんを求める事項			年	4年	5年	6年
経営又は人事	解雇	整理解雇				
		普通解雇				1
		退職強要				
		契約更新拒否・雇止め		1		
	配置転換、出向・転籍		1			2
	復職					
	懲戒処分	懲戒解雇			1	
		懲戒解雇以外の懲戒処分	1	1		1
	退職		2	1		1
	勤務延長、再雇用					
	その他経営又は人事					3
賃金等	賃金未払				1	
	賃金増額					
	賃金減額					
	一時金					
	退職一時金					
	解雇手当					
	休業手当					
	諸手当					
	その他賃金		2	1		
	年金（企業年金・厚生年金等）					
労働条件等	労働契約					
	労働時間		1			
	休日・休暇					
	年次有給休暇		1			
	育児休業・介護休業					
	時間外労働					
	安全・衛生					
	福利厚生制度					
	社会保険					
	労働保険					
	その他の労働条件					
	職場の人間関係	セクハラ				
パワハラ・嫌がらせ		2	3		2	
そ の 他			2	3		2
合 計			12	12		12

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第7表 個別的労使紛争あっせん終結状況

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
4年	1	5	6	3	2	1		6	0
5年	—	7	7	4	2		1	7	0
6年	—	7	7	1	4	1	0	6	1

第8表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	4 年					5 年					6 年				
		終結 事件数	内 訳				終結 事件数	内 訳				終結 事件数	内 訳			
			解 決	打 切 り	取 下 げ	不 開 始		解 決	打 切 り	取 下 げ	不 開 始		解 決	打 切 り	取 下 げ	不 開 始
製造業												1		1		
運輸業、郵便業		1		1								1		1		
卸売業、小売業		1	1				1				1	1	1			
金融業、保険業												1		1		
宿泊業、飲食サービス業							1	1								
教育、学習支援業							2	1	1							
医療、福祉		2	1		1		3	2	1			1			1	
複合サービス事業		1		1												
サービス業		1	1									1		1		
合 計		6	3	2	1		7	4	2		1	6	1	4	1	

(注) ・該当する業種のみ掲載

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

日数 年	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
4年			1	2	1	1	1	59.5
5年	1		1	1	1	1	2	47.0
6年			1	1	3		1	56.5

2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧

事件 番号	申 請	業種	申請受付日	係属 日数	調 整 回 数	あっせん員 (指名年月日)	あっせンを求める事項	終結 状況
			終結日					
6 (個) 1	労 (正)	運輸業、 郵便業	R6.2.2	151	2	(公) 山下 (労) 平野 (使) 高橋 (R6.2.8)	1 前任部署への異動 2 上司からの謝罪文 3 パワハラ相談窓口の設置 4 慰謝料の支払	打切り
			R6.7.1					
6 (個) 2	労 (正)	金融業、 保険業	R6.3.11	30	0	(公) 末吉 (労) 海老原 (使) 平川 (R6.3.22)	1 職場環境の改善 2 責任者による謝罪 3 慰謝料の支払 4 責任者に対する処分、申請 者の名誉回復措置及び再発 防止策の実施	打切り (辞退)
			R6.4.9					
6 (個) 3	労 (正)	卸売業、 小売業	R6.6.3	44	1	(公) 末吉 (労) 海老原 (使) 平川 (R6.6.6)	1 職場復帰	解決
			R6.7.16					
6 (個) 4	労 (正)	医療、福 祉	R6.10.8	42	0	(公) — (労) — (使) — (—)	1 解雇理由の説明を求める 2 申請者への謝罪 3 補償金の支払	取下げ (自主 解決)
			R6.11.18					
6 (個) 5	労 (非)	サービス 業	R6.10.17	44	0	(公) 末吉 (労) 太田 (使) 天野 (R6.11.1)	1 契約を更新しないことの撤 回 2 契約を更新しない理由の確 認	打切り (辞退)
			R6.11.29					
6 (個) 6	労 (正)	製造業	R6.11.20	28	0	(公) 山下 (労) 海老原 (使) 平川 (R6.11.28)	1 役職の降格取消し 2 元の部署へ配置を戻すこと 3 上記 1 及び 2 が実践されな いのであれば、慰謝料の支払	打切り (辞退)
			R6.12.17					
6 (個) 7	労 (正)	学術研 究、専門 ・技術サ ービス業	R6.11.29			(公) 石井 (労) 永富 (使) 伊藤 (R6.12.4)	令和 5 年度の評価の修正及び 令和 6 年度の年俸の修正	係属中

(注) ・申請欄の(正)は正社員からの申請、(非)は非正規雇用労働者からの申請を示している(被申請者の場合を含む)。

・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。